

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [年次有給休暇](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

年次有給休暇

1、年次有給休暇（年休）は、6ヶ月勤務と全労働日の8割以上の出勤によって労働者は当然に取得できます。
*短時間労働者であろうが、有期雇用労働者であろうが、労働者である限り年休の権利は発生します。

2、年休は、労働者の時季指定により具体化し、指定日が「事業の正常な運営を妨げる場合」に限り、使用者は時季変更権を行使してその指定された時季を変更することができます。
*使用者に時季の変更を頼まれた場合には可能な限り快く対応しましょう。

3、年休をどのように使用するかは、労働者に委ねられています（年休自由利用の原則）。
*年休使用届の際に理由によって不許可になるような法ではありませんが、時々「その理由は認められない」という使用者もあります。

年次有給休暇の付与日数

勤務年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年6ヶ月 以上
年休日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

パートタイマー等の比例付与日数（1週間30時間未満の労働）

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	継続勤務年数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

[Worker's Library 会員登録](#)

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ キーワード検索はこちら

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.